

第七回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

CHIO

昭和二十五年三月二日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○造幣庁特別會計法案(内閣送付)

○米國対日援助見返資金特別會計からする電気通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案(内閣送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中小企業対策に対する大蔵大臣の談話に關する件

午後二時二十六分開會

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員會を開会いたします。

速記を始めて下さい。

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて下さい。

本日は先ず造幣庁特別會計法案を議題にいたしまして、政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました造幣庁特別會計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案を立案いたしました趣旨は、造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資する目的を以ちまして、従前の特別會計を廃止し、新たに特別會計を設置いたしました。一般會計と区分して経理いたそうとするものであります。

この法律案の主要な点といたしましては、先ず第一に、従前の特別會計に

第六部

大蔵委員會會議録第十六号 昭和二十五年三月二日〔参議院〕

おきましては、製造補助貨幣の発行高に相當する金額は同特別會計の歳入として計上されて来たのであります。が、補助貨幣発行の性質に鑑み、この発行高に相當する金額を発行補助貨幣の回收のための準備資金として積立て、その運用につきましては、大蔵省預金部に預入れることができることとしたのであります。尙準備資金を以て引換又は回收しました補助貨幣は、地金の価額を以て、この會計の資産といたそうとするものであります。

第二に、只今申し上げましたように、製造補助貨幣の発行高相當金額を、従来のごとく歳入として計上することと止めましたので、補助貨幣の製造に要します経費は、予算の定めるところによりまして一般會計が負担し、この會計に繰入れることができるようにいたしましたのであります。

第三に、この會計の資本についてであります。これを固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種といたしたいのであります。

第四に、この會計におきまして支拂上現金に不足があらむときは、年度内償還の一時借入金を行うことができるとし、その一時借入金が増減少のため年度内に償還できないときには、借換をすることができるよういたしましたのであります。

第五に、決算上の利益及び損失の処理につきましては、利益は原則といたして、すべて一般會計に繰入れるのであります。造幣庁の事業の企業

性に鑑み、その一部を資本の増加に充て、残余を一般會計に繰入れることとしたし、更に一般會計に繰入れる際に、現金が繰入れるべき金額に達しないとき、又は翌年度初めにおきまして、この會計の運転資金に充てる必要があらむ場合には、大蔵大臣の定める金額だけを納付し、納付しなかつた残額につきましては、翌年度以降におきまして納付することとしたそうとするものであります。又、損失を生じました場合におきましては、損失の繰越として整理することとしたのであります。

第六点といたしましては、以上申し上げましたことの他に、この會計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等特別會計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(黒田英雄君) 次に、米國対日援助見返資金特別會計からする電気通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました米國対日援助見返資金特別會計からする電気通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案の御審議をお願いいたします。前回に引続き御質疑のおありの方は御質疑をお願いいたします。

入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

別途御審議を願つております昭和二十五年年度予算に掲げてありますように、今回政府は米國対日援助見返資金を電気通信事業における電信電話等の建設改良費、国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費並びに日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するために、それら電気通信事業特別會計へ百二十億圓、国有林野事業特別會計へ三十億圓を繰入れ、日本国有鉄道へ四十億圓を交付する予定でありますので、それに関する法的措置をいたしますと共に、その繰入金又は交付を受けた金額については、おのの各特別會計又は日本国有資本の増加として経理せしめるため、必要な規定を設けようとするものであります。以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の程をお願いいたします。

○理事(黒田英雄君) これらの法案に對します御質疑は後日に譲ることにいたしまして、本日はこれより証券取引法の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。前回に引続き御質疑のおありの方は御質疑をお願いいたします。

○平沼彌太郎君 先日質問いたしましたのですが、三十四條の五十萬圓、

純資本額、これはその節の説明でほぼ分りましたのですが、ただ資本金とは違ひまして純資本といふことになりますると、その營業年度の利益状態又は株価の下つたもの、いろいろの影響で損失という変化が激しい事業をしていゝるんですが、それで純資本額五十萬圓を割つた場合が非常に多いんじゃないか、間々起ることじゃないか、起る場合には全部の証券業者に對して起るような危険性があるんじゃないかと思ひますが、そういう場合に全部そういう店を營業取消しをしなければならぬというふうな面倒が起つて混乱するところがあるんじゃないかというふうな心配もあるのですが、そういうふうな非常な激変の場合における処置はどういうふうなお考えをなすつておいでになるんです。

○政府委員(湯地謙郎君) この純資本額五十萬圓という問題につきまして、只今お話のような場合が起り得る、こういうふうにお考えであるのであります。これはやはり証券業として多数の顧客を相手に營業を営んでゐるものにとつてはいわゆる自由に使へる、流動資産とでも申しますか少くとも五十萬圓、それからこれが今の証券取引法から行きますと、純資本額と外部負債との倍率のものが一つの制限がありまして、外部負債が純資本額の二十倍を超えてはいかん、超える場合にはそれを審問して營業を停止し、或いは登録の取消しをするという規定もあるのであります。そういうような意味で

少くとも五十万円は、これが同時に二十倍とすれば一千万円ということになります。それが、それだけの運転資金を借り得る状態にして置くということが投資者保護のために是非必要である。こういうふうな考へておるのでございませう。尤も現在の既存の証券業者に対しては、これを直ちに実施するということになりまして、前からそういう角度で經理をしていない業者も相当あります。關係上、相当混乱を起すので、この三十四條の規定は既存の業者に対しては二ヶ年間余裕を置く、長くても二ヶ年間は営業用純資本額五十万円を維持するというふうな今からこちらも指導し、又業者としてもそれだけ常にそういう心掛けで經理をして行かなければいかん。こういうふうな二ヶ年の余裕は認めておるわけでありませう。新しく營業を始めようという業者については、これは最初から少くとも五十万円の營業用純資本額を備えていないければ營業を許さない。こういう建前をとつたわけでありませう。

○平沼彌太郎君 只今の御説明で分りました。二、十倍というのは常時二十倍を意味するわけでございます。一、五十万円に対して二十倍一千万円は、一期間併せた金額でなく一時、ピークが一千万円までは差支えないというのだと思ひますが、現在の貨幣価値その他から考へまして、五十万円に對して二十倍くらい金額を取扱つていて店が一体全体成り立つかどうかというのを考へますと、小さな業者は結局これに參入しやないかと思うのですが、これをもちと五十万円を百万円とかというふうな額に上るといふことにして、併し二ヶ年間面倒を見て

行くとする。ふうな方法をとること。一般取引者を安全にさせる元じやないか、そう思うのでございませうが、その点御見解を伺ひます。

○政府委員(湯地謙二郎君) 實はこの五十万円にいたしましたのは、現在御承知の通り別に資本金或いは純資本の絶対額を幾らにしなければならぬという制限もないのでございませうが、今回証券業者の資産状態を改善すると申しますか、そういうふうな資産を持つたものでなければ營業を許さないといふことにいたしましたのでありませう。この五十万円にいたしました根拠は、現在証券業者の中で東京、大阪の取引所の会員になつております証券業者は、これは取引所の定款で純資本額五十万円以上という定款の規定がある。そうして取引所の会員となつております証券業者は証券業者の中でも信用があり、有力なもので、こういうふうに一応されておるのでありまして、これを全国的に線を引いてまあその程度、東京、大阪の会員の程度までは最低を維持したい、こういうふうなつもりでいたしたわけでございます。

○平沼彌太郎君 只今の御説明によりますと、東京と大阪というふうな大都市の証券業者の最低は五十万円、そうしますと、その他の小都市又は地方の証券業者はそれ以下でも差支ないのですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) この東京、大阪の現在取引所の会員となるためには証券取引法では別段制限はいたしてないのでありますが、取引所の定款で、会員になるためには少くとも五十万円の純資本額を維持しなければならぬといふことになっておるの

でありまして、その五十万円をとつて全國を通じての最低が五十万円、恐らくこういたしますと、東京の取引所或いは大阪の取引所等では、会員の資格要件でありますこの純資本の額を更に上げることになるだろう、こういうふうな考へております。

○森下政一君 只今の御説明によると、現行法では純資本の絶対額が幾らでなければならぬという規定はないのだが、東京、大阪の取引所における証券業者が会員となるのに、その取引所の規則によつて純資本五十万円といふことになつておるから、その規格まで全国的に同様に合致せしめよう、更にそれをするにやうによつて東京、大阪では恐らくその会員の資格として純資本を五十万円以上に引上げよう、こういうことだつたのですが、その五十万円といふのを東京、大阪で決めておるが、一体その根拠が何だかというやうなことは、何か御調査なすつたことがありませんか。五十万円というものがどういふわけで妥當なのだろう。ただ大阪と東京が五十万円にしておるから全國をそれに合致せしめようというわけなんです。一体この投資者を保護するとかいふ観点に立てば、証券業者が非常に堅実であるといふことを要請するわけですが、純資本の五十万円といふことがリーゾナブルになるのが、どうもそこがどうなんですか、その合理性といふものを御検討になつたことがありませんか。ただ東京とか大阪で証券業者の資格が取引所の規則によつて五十万円というおるからそれをつけたというわけなんですか。もつと掘り下げた研究といふのはないですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) この純資本額五十万円と決めたのは、單に東京、大阪の会員たる資格が五十万円といふことであるから單純にそれをつけたという意味ではありませんで、その前にこれを申上げた方がよいと思ひますが、現在の証券業者の営むのに資産に關する別段の條件がありませんで、關係上、証券業者を営もうという者は取引委員に登記を申請いたしましたして、それが形式的の欠格條件がなければ自由に營業できることになつております。そうして或る程度營業をいたしまして、そうして内容が悪くなつた、或いはお客さんに迷惑をかけたという場合に、証券取引法においてはこちらから検査に參りまして、そうして検査をした結果、取引法に規定してあります資本額の倍率の問題とか、或いは資産内容が悪いといふことが分つて、そうして今度は業者を特に東京に呼びまして、その仕事について審問をいたしまして、そこで初めて營業の停止若しくは營業の取消をする。こういうことになつておるにやうです。そうしますと、すでにその間にお客との取引等がありまして、それがお客に迷惑をかけたといふ事態が起きるわけでありませう。それで今度の改正は、証券業者を営もうという場合にその登録を拒否することのできることの原因の中に、少くとも營業用純資本額五十万円といふ條件を一つ入れまして、最初からこの資

産的充實をしていない者には營業を許さない。こういう意味で、まあ自由登録に對します一つの制限としてこの營業用純資本額の問題を取り上げたわけでありませう。そうしてこの金額を幾らにするかといふ問題でありませうが、

去年の九月に全國の証券業者の營業用純資本額を調べたのであります。これは毎月報告することになつておりますが、まあ九月が一番証券会社の決算期でありまして、これでやつて見ますと、純資本額五十万円を割つておりますものが三九・二%、約四割近くがまあ割にかけられるといふことになるのでありまして、これをもう少し上げれば証券業者が相当割にかけられる。まあこういつた面の検討も一部ありまして、それから先程も申しました通り、五十万円の營業用純資本額がありませうれば、現在の取引法で營業用純資本額と外部負債の總額との割合が、外部負債の總額が營業用純資本額の二十倍を超えたやうな場合にはやはりこれを検査をして、それを審問をいたしまして、營業の停止若しくは登録の取消をしなければならぬという規定があるのであります。これを大体五十万円の二十倍といたしますれば一千万円といふことに相成るのであります。それで常にまあ一千万円までは自由にといか、使ひ得る。勿論資金は借入れなければいけないわけでありませうが、取引法の倍率に觸れないで資金を調達し得る。言換えれば五十万円あれば一千万円、それだけは常に余裕を残して置かせる必要があるといふやうな意味で五十万円といたした次第であります。

○森下政一君 大体その根拠は分つたんですが、一体何でそれを非常に政府は熱心な提唱して、これは私は正常な企業が大衆の資本の支持によつて軌道に乗つて榮えて行くといふ状態が現出するに非常に必要なことだと思ふので、株式の

去年の九月に全國の証券業者の營業用純資本額を調べたのであります。これは毎月報告することになつておりますが、まあ九月が一番証券会社の決算期でありまして、これでやつて見ますと、純資本額五十万円を割つておりますものが三九・二%、約四割近くがまあ割にかけられるといふことになるのでありまして、これをもう少し上げれば証券業者が相当割にかけられる。まあこういつた面の検討も一部ありまして、それから先程も申しました通り、五十万円の營業用純資本額がありませうれば、現在の取引法で營業用純資本額と外部負債の總額との割合が、外部負債の總額が營業用純資本額の二十倍を超えたやうな場合にはやはりこれを検査をして、それを審問をいたしまして、營業の停止若しくは登録の取消をしなければならぬという規定があるのであります。これを大体五十万円の二十倍といたしますれば一千万円といふことに相成るのであります。それで常にまあ一千万円までは自由にといか、使ひ得る。勿論資金は借入れなければいけないわけでありませうが、取引法の倍率に觸れないで資金を調達し得る。言換えれば五十万円あれば一千万円、それだけは常に余裕を残して置かせる必要があるといふやうな意味で五十万円といたした次第であります。

去年の九月に全國の証券業者の營業用純資本額を調べたのであります。これは毎月報告することになつておりますが、まあ九月が一番証券会社の決算期でありまして、これでやつて見ますと、純資本額五十万円を割つておりますものが三九・二%、約四割近くがまあ割にかけられるといふことになるのでありまして、これをもう少し上げれば証券業者が相当割にかけられる。まあこういつた面の検討も一部ありまして、それから先程も申しました通り、五十万円の營業用純資本額がありませうれば、現在の取引法で營業用純資本額と外部負債の總額との割合が、外部負債の總額が營業用純資本額の二十倍を超えたやうな場合にはやはりこれを検査をして、それを審問をいたしまして、營業の停止若しくは登録の取消をしなければならぬという規定があるのであります。これを大体五十万円の二十倍といたしますれば一千万円といふことに相成るのであります。それで常にまあ一千万円までは自由にといか、使ひ得る。勿論資金は借入れなければいけないわけでありませうが、取引法の倍率に觸れないで資金を調達し得る。言換えれば五十万円あれば一千万円、それだけは常に余裕を残して置かせる必要があるといふやうな意味で五十万円といたした次第であります。

去年の九月に全國の証券業者の營業用純資本額を調べたのであります。これは毎月報告することになつておりますが、まあ九月が一番証券会社の決算期でありまして、これでやつて見ますと、純資本額五十万円を割つておりますものが三九・二%、約四割近くがまあ割にかけられるといふことになるのでありまして、これをもう少し上げれば証券業者が相当割にかけられる。まあこういつた面の検討も一部ありまして、それから先程も申しました通り、五十万円の營業用純資本額がありませうれば、現在の取引法で營業用純資本額と外部負債の總額との割合が、外部負債の總額が營業用純資本額の二十倍を超えたやうな場合にはやはりこれを検査をして、それを審問をいたしまして、營業の停止若しくは登録の取消をしなければならぬという規定があるのであります。これを大体五十万円の二十倍といたしますれば一千万円といふことに相成るのであります。それで常にまあ一千万円までは自由にといか、使ひ得る。勿論資金は借入れなければいけないわけでありませうが、取引法の倍率に觸れないで資金を調達し得る。言換えれば五十万円あれば一千万円、それだけは常に余裕を残して置かせる必要があるといふやうな意味で五十万円といたした次第であります。

民主化なんということは非常にいいことだと思ひますが、それだけにやはり政府は投資者を保護するというところに周到の注意が必要だと思ふのです。それで只今の御説明では昨年九月の調査によると、証券業者の純資本額五千万円を割る者が四割ある。従つて後の六割が五千万円を確保しておる。こういうような事実から見れば、大体五千万円程度の少くとも純資本額が望ましいという観点に立たれておりますが、私はちよつと素人なのでそこをところが分らないのですが、一体証券業者なんというものが純資本額五千万円、言い換へるとその二十倍までの負債をして運転することが出来る。大体その程度で証券業者というものは堅実な運営ができるものなんですか。考え方によつては苟くも証券業者が純資本額五千万円というのはそれは僅かなものではなにかという印象を受けるのです。

○政府委員(湯地謙爾郎君) これは飽くまで純資本額でありまして、例えばこの押え方に実は資本金額で行くやう方と、純資本額で制限するやう方と二つ考えられるわけでありまして、ただ單純に資本金額で行きますと、一応素人分りと言へば語弊がありますが、素人分りがするわけでありまして、仮に一億円の資本金を持つておりまして、いろ／＼内容的にも欠損があり、或いは不動産を非常に沢山に持つておるといふことになりまして、先ず自由に使える金が非常に少い。そのために客に迷惑をかけるというような場合があり得るので、ただその資本金の金額的外観によつて客に誤解を與える場合がないではないと考へるのであります。

ところがこの純資本額で行きますと、單に五千万円と申しますと非常に小さいやうに考へますが、仮に一億円の会社がその建物、或いは什器等で一千万円なら一千万円固定したといふと、それからその外にも固定するものがありますが、仮に固定したものを二千万円といたしますと、八千万円の一応資本金で、それから証券業者といふのは御承知の通り客に對しまするブローカーの仕事の外、ディイラー、言い換へれば株を引受けてそうしてそれを売り出す。引受けるためには相當の金が必要で、買つた株を担保にして銀行から借入を受けるわけでありまして、それで一億円の会社で固定したものが二千万円といたしますと八千万円、仮にその八千万円を頭金にいたしまして、勿論營業用の経費はかかりますが、仮にそれを除外したしまして、その八千万円を頭金として銀行から金を借入れる。そうしますと、仮に七割けで借られるといたしますれば、十一億二千万円ですか、その程度の金を一応運用いたすわけでありまして、その場合にその借りた外部に對しまする負債総額と、それによつて買つた株が資産に入るわけでありまして、資産総額から今の固定資産を引いた残りの額とそれから外部負債の総額を更に引いたその残りがいわゆる營業用の純資本額といふことになりまして一億円の仮に資本金を持つておりますれば、この二千万円を引いた純資本額に對する外部負債は二十倍まではよろしいという範圍内で仕事をいたしますれば、八千万円の二十倍、十六億ですか、その十六億までの仕事はやり得るのであります、仮に百万円の資本を持つた証券業者が二十万円が什器その他に固定したとしますれば、八十万円の二十倍千六百万円ですか、それだけの資金を運用して仕事ができるというので、相當大きな營業がなし得るといふやうに考へております。

○小宮山常吉君 この二ヶ年というのはどうして延ばしたわけですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) これは現在の証券業者に對しまして直ちに五千万円の營業用純資本額の制限を強化いたしますれば、相當混亂を起すといふことが一つと、そうして現在相當株価等も下落してございまして、そのために營業用純資本額の維持が困難であるといふこともあり、一年も考へられないことではないと思ひますが、一年間にこれを回復するといふことは中には相當困難の伴う業者もあるのではないかと、こゝういふやうに考へまして二年と大体いたしたわけでありまして。

○小宮山常吉君 もう一つお尋ねいたしますが、今あなたのお話で五千万円の資本といふやうに聞きましたが、五千万円の正金を業者が手許にしよつ中置く金でありますか、この五千万円といふものが手許になければいけないといふのですか。いろ／＼聞いて見ますと、証券業者の取引所の會員などは随分無法な、資本が少くてやつておるといふのですが、これは二ヶ年も延ばさずに一年とか半年とか、五千万円の資本なんかは今日の國家の紙幣のあれから言つてもできるのじやないかと私は思ひますが……。

○政府委員(湯地謙爾郎君) これは五千万円現金で手許に持つておるといふわけではありませぬので、この五千万円といふのはその会社の總資産の中か

ら固定資産を差引きまして、そうして今度は外部負債、借入金であるとか、そういう客の預かり金だとか、そういう外部負債をそれから引きまして、その残りが五千万円あるという意味で、大体証券で持つておるだらうと思ひます。

○小宮山常吉君 もう一つお伺いしますが、証券業者がやはり銀行と同じやうにいろ／＼一般の借入の仲介をするので、どうもいろ／＼聞いてみますると、証券業者の大手筋はどうだか知りませんが、古い証券業者はただ許可を取つておるだけで、どうもその商売として道徳がないといふやうなことが一般から言われておる。ですから証券業者のあれはこの前もやはりお尋ねしましたが、やはりどうも取引所というものが今でも昔のままのやうに考へてゐるので、こゝういふ点をもつと國民に、証券の仲介をするのだから現実に生かして、こゝういふやうなのは二ヶ年間でせめて半年くらいで完全な資本にしてやつた方がいゝのではないかと私は感ずる。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 現在の証券取引法の建前は、従来の取引所といふのは非常に變りまして、従来のむしろ投機取引を中心にしたやうな嫌いが非常に多かつたのであります。今度の取引所は大體アメリカの取引所を模範にしたやうな行き方で、むしろ現物取引を中心にした取引になつておるのであります。又一營業の自由と申しますか、民主化と申しますか、従来の証券業者はゆるい免許營業であつたのですが、この新法からは自由營業で登録をさせれば營業ができるといふことで、従つてこの法律施行後で

た証券業者の中にはやはり實力が非常に薄弱であり、或いは從來どこかの外交員等をやつておつたものが会社を造つて、これは別に資本金の制限がないもので、それは、こゝういふやうな道徳的にも必ずしも十分でないものが多い、又多かつたのであります。それでこちらとしてもその營業を取消すためには、やはりこの法律の建前が委員會の方で検査をいたしまして、そうしてこの法律に觸れるやうな資産内容であるとか、或いは法令違反をやつておるとか、そういう事実を掴まえて、而かも本人を呼びまして弁解する機会を與へる、言い換へれば審問をいたしまして、そうして初めて業務停止なり或いは取消をすることが出来る、こゝういふやうなことで甚だその間時間や手数がかかるやうなことになるのであります。それで今後できる証券業者については、何とかできれば免許營業にしたい、こゝういふやうに考へておりますが、これはやはり新憲法の營業の自由といふやうな關係等から關係方面の了解が得られなくて、建前は自由であるが、ただ少くとも營業用純資本額五千万円という條件が整つておらないれば、營業の登録の申請を拒否でき、こゝういふ一つの制限を排えまして、それによつていゝ加減な業者が新らしくできるやうなことを防止し、今後は從來ある業者につきまして、この五千万円といふのを置くことで、現在の間に充實させるというところで、現在ある業者については資産内容を充實させる。これは同時にこの二ヶ年は手ぬるいじやないかといふお説であります。勿論我々といひましたしても方針といたしましてはできるだけ早く、で

きれば一年内、一番遅いものでまあ二年と、こういうつもりで、指導といったしましてはこれではできるだけ早く充実するよう指導して参りたい、こういうふうな考えであります。

○小宮山常吉君 この二年を何とか一つ協会で御協力下さつて、而も一年くらいでやつて頂きませんか、やはり証券に、いろ／＼一般がやはり資本の完全なものでない不安を感じます。特に昨年の相場から本年の早期におきまして、一般国民が相当に迷惑しておるし、又やはり割合に小さい取引員が参いのので、いろ／＼お願いする方々も非常に不安を感じておりますから、この資本のあれをもう一年くらい早くやるように、私はお取計らい願ひたいと思ひます。

○森下政一君 お断りしておかなければならぬのは、私株は全く素人なんです。そういうことは分らんですからね、そこでいろ／＼な疑問を發することになるかも知れんと思ひますが、これは予めお断りして置きますが、この証券取引法というものが制定されて、そうして証券業者たらんとする者に資本の絶体額なんというところについては何らの拘束がなかつたわけですね。現行法はそうですね。誰でも業者たらんとする者は届出をすることによつてやれることは、法制定の当時株式の民主化というやうなことが一つの方針として考えられておつたということに伴つて、取扱業者というものについても憲法の精神とも睨み合していろいろな制限を設けない、自由にやらせようというのが一貫した精神だつたと思うんです。ところが、今度純資産五十万円という一つの要件をそこに具備し

なければならぬということにされたに ついては、何か投資家に迷惑を及ぼしたというやうな、業者が法制定以後今日までの間に迷惑を及ぼした、これじやいかにという何か具体的事実が類發したというやうなことがあるのですか。何かそういうことがあつて、やはりこういうふうな一つの要件を備えなければならぬということに氣付かれたんじやないですか。それが一つ承りた

それから要件を備えなければならぬというので、純資本の額に一つの制限を設け、これ／＼以上のものでなければならぬということになつたに ついては、それならば五十万円以上の純資産を持つておれば、既往の例に倣して見て、大体投資家に迷惑を及ぼすことがないのだという大体の予測が立つて、五十万円というものを決められたんじやないか、こう思ひますね。ただ純資産五十万円とだけ言われると、何故それが百万円でもなく二百万円でもなく、五十万円足りるんだということを開きたくなつて来る。何故五十万円にされたか、その具体的な根拠は何かということをお伺ひしたい。そこで伺つて見ると、東京、大阪の業者が會員たらんとするのに、取引所の規則によつて五十万円というのを要求されておる。東京、大阪が五十万円だから、そこに合致させるやうにされておるのかと聞いて見ると、昨年九月の調査で純資本が五十万円を割るものが業者の四割に達しておる。あとの六割がそれだけ備えておるのだから、それくらいは要求していいだらうというやうなお話がありましたが、一番肝腎なこととは、資本額について何らの制限を設

けていない現行法制定以後、今日までの間に、資本額に制限がなかつたというこのために、投資家に迷惑を及ぼした事実があるのか。あるとするならば、そういう迷惑を再び繰返さぬためには少くとも五十万円という一つの額を決めて具体的な要件とする。その五十万円を備えれば大体既往に發生したやうな投資家に対する迷惑というものはカバーすることが出来る、そういう何か納得の行く理由があつて五十万円と決まつたのですか、ということ承知したいのです。それを何故百万円と決めなかつたか、何故二百万円と決めず五十万円に足れりとされるか、若し仮に借金も何もない、固定資産も何もない、併しながらキャッシュをここに五十万円持つてゐる、これは純資産ですな、そうならばこれは明らかに要件を満たすものだと思うのです。併し五十万円の純資産を持つておるから借金は二十倍できるかも知れん、一千万円の運転はできるかも知れんけれども、正味がやはり五十万円しかないのだということになると、僅かに五十万円を備えておるといことが投資家の迷惑を未然に防ぐとか、或いは投資家を保護することに役立つとか言われても、何十倍にしたところで正味が五十万円じやないかということを考えてみると、今日の五十万円というのを考えてみると、実に大した制限でもなんでもないじやないか。わざ／＼五十万円の制限を設けることによつて、この要件を具備せしめることによつて一体何程投資家が利益を保護されるか。大したことはないかという氣がするですね、これは私素人なんです、御説

明願したいと思ひます。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 現在の証券取引法では資本金額の制限はありません。自由にやつてよろしい。それでこの制限を設けたのは、資産の充実を図るというによつて、こういう制限を作つたことによつていかばかりかという趣旨でありまして、然らば今までの自由にしたことによつて客に迷惑をかけたという例がどのくらいあるかというお話なんです、これは先程申しした通り、仮に迷惑をかけた場合でも、今の法制では委員会の方で検査をしてその事実を捉えて、そうして今度本人を呼んでそれを確めて、それから取消すなり営業停止をするという手續を踏まなければいけません、その間客に迷惑をかける期間がまだあるんで、初めからそういうものが入つて来ないやうにしたいというのが一番の趣旨であつたのでありまして、この法律が施行されて、これは二十三年の四月にこの法律ができたのでありますが、それ以来登録の取消をした業者が、二十三年で五件、それから二十四年で二十七件、営業の停止をした分が二十三年で三件、二十四年で二十一件、こういう数字に上つております。それから元来今度の証券取引法にいう証券業者は、大きな会社のように証券の引受をやる所は相当地資本を必要としたのでありまして、いわゆるブローカー、客の注文を受けてそれを取引所に通じてやうしてやる証券業者、これを本来の業態といたしておるわけでありまして、これにはその資本というものは要らないのでありまして、今で申せば仮に今日客との間に株を買つて呉れ、仮に千株或る銘柄の株を買つて呉れ、ということを

客から依頼を受けますれば、それを依頼を受けた証券業者が取引所へ出しまして、そしてそこでその売買が成立したものに對して成立するわけでありまして、その場合に買つた客は四日目にその株の代金を持つて来るわけでありまして、まあ極端にそれをやりますれば、正確にやりますれば別に資金は要らない。客から代金を四日目に受けて、そしてその代金を今度は売つた方へ渡せばいいわけで、そういう仲介をする。その際手数料を取りますが、それでできるわけでありまして、まあ今の証券業者にはやはり自分で思惑をやります、自分でこの株はまあ安いから自分の計算において買つて、そして高くなつて売つて儲けると、こういうその自己売買の分がうまう行けばいいわけでありまして、逆になつた場合にはそこには相当純資本に食ひ込んで来るというところで、営業停止をする、或いは登録取消しという問題が起るのでありまして、正當にブローカーを中心としてやりますれば、いわゆる資本金というものは殆んど要らないという大体の業態であるのでありまして、純資本額五十万円というとならないやうであります、これでもまあ相當な、そのブローカーだけやつておりますれば仕事はできるわけでありまして。

○森下政一君 只今のように御説明がありました、登録の取消し、営業の停止を受けたものですね、ちよつとも一遍おつしやつて下さい。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 登録取消しが昭和二十三年は五件、それから二十四年で二十七件、合計三十二件。それから営業停止が二十三年が三件、二十四年が二十一件、合計二十四件。

○森下政一君　そこでですね、只今の御説明で五十万円という一つの資本に ついての要件を具備しなければならん と決めるのは、始めからいかがわしい 業者の登録されることを防止する精神 である。それであれば、五十万円より 百万円、百万円より二百万円にすれば もつとかがわしいものが少なくなる という理窟ですね。そうなりますな。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　おつしや 通りであります。ただ現在東京、 或いは大阪の会員になつておられます ものは五十万円が営業用純資本額であ りまして、最低額がですね。大体そう いうところで、その会員業者について は、これは一件くらいであります。こ の登録取消しとかいう処分をしないけ ればならないようなものが余りない、 まあ大体そのくらいでいいんじゃない かと、こういう意味で考えております。

○森下政一君　それで先刻の御説明に あつたように、ブローカーをやつてお れば業者は何にも不安はない、危険は ない。それはおつしやる通りと思いま す。ただ自分の思惑でいるんことを やつて損をした。そういう場合のこ とが考えられる。これは非常に不健全な ことになるわけですが、そうなれば自 分で思惑をやつて損をするなんてこと になれば、五十万円あつたつて百万円

あつたつて足りないことは、思惑の規 模の大小によつてそれは随分莫大な損 をすることになるだろうと思ひますか うようなものもあるものじゃない、こ ういうところなんだと言われればそれ で分るのです。

○小宮山常吉君　どうしてこういう五 十万円というものを切つてしまつた か。中には百万円にも二百万円にも の資本にしたい人があると思うのです 。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　それは最 低が五十万円、大きいのは一向差支 ないわけです。

○玉屋嘉章君　ほかのことで聞きたい のです。その五十万円ということとは ね、それは保証金みたいなもので、そ れは今までは何かそういうことは規則 において取引業者が自己の思惑がせ られん規則じやありませんか。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　証券業者 は自分で思惑といひますが、自分で株 を買うというものは別段禁止はしてお りません。今のように純資本額の問題 と、もう一つは純資本額と外部負債と の倍率の關係に引つながらなければま あいいわけなんです。ところがまあ 指導方針としては余り好ましくない。 相当株を持つておられますれば、單に財 産は變ななくても、株価の変動によつ て純資本額を割るような場合もありま すし、倍率に引つかるといふような 場合があるからまあ指導的には好まし くない、こういう理窟は……法律には 制限はないわけです。

○高橋龍太郎君　その五十万円以下の 資本のものが何割あるかという御説明

なんです。現在のですね、現在の業 者の最低の資本はどのくらいでやつて おるのですか。現在例えは十万円とい うようなものもありますのですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　十万円の ものはまだ残つておるかと思ひます。 まあ指導方針としては別段今のよう に 制限はないのであります。東京、 大阪についてはこれは新しく登録の 申請が出て来た場合には、これは法制 的に強行できないのですが、指導的に は現在資本金、これは資本金ですが、 三百万円、それからその他大都市に ついては二百万円、その他については 百万円、まあ大体そういうふうな勸奨 しておるわけでありまして。

○森下政一君　それじや今度別のこと をお伺いしたいのです。提案理由の 御説明の中にですね、こういうことが あるのです。これは或いはもうすでに これまでに、私が欠席しておる間にどなたがお尋ねになつて御答弁になつた のと重複するかも知れませんが、お許 しを願ひたいと思つたのですが、証券 取引所が上場しようとする証券が公益 又は投資者保護のため不適当と認めら れる、これは上場を拒否すべき旨を命ずること ができる、こういうことにまあなるら しいのですが、これは具体的に言う と、どういふことを予想しておつたの ですか。上場不適当といふような条件 というのはどういふのですか。それは 会社の資産の内容が悪いとか何とかい うことですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　これはま あ上場する場合に、取引所である、こ の内規と申しますが、一定の資格を 決めてあるわけでありまして、そこ がまあ内容についていふ、問題の

ある、例えば簡単に申し上げます、 資本金の少いような会社の株式を上場 しようといふことになりまして、これ はどうしても取引の対象として株数が 少い關係上、非常に暴落したり暴騰し たりすることもあり得るのであります。 で、まあそういうふうな資本金の少い ものとか、或いはその土地で余り取引 のなさをな会社の株については、こ れは場合によつては投資者の利益にな り得るので、そういうのは場合によつて は拒否するといふことを命令する対象 になるわけです。

○森下政一君　その上場し得るものと いうものは、やつぱり一つの規格があ ることになつておると私は思ひます が、それ以外のものは上場されること はない。ところが、それにも拘わらず 殊更に、公益又は投資者保護のために 不適当と認めるものは上場を拒否す る、これは資格は備えておりますけれ ども、これはいかんといふことがある んじゃないかと思ふのですが、それ はどういふことを予想しておられるか と、私は聞いておるのです。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　これは実 は現在の証券取引法では、証券取引所 が上場するものについてそこで決定し ます。上場すれば、委員会が通知はいた しますが、それで直ぐできる。こゝうい う建前になつておるんで、その取引所 限りの判断でやることはいけなかつた。 これは恐らく實際問題としては稀にし か起らないと思ひますが、その場合に 委員会の方で全般的に見て、公益若し くは投資者保護のために十分でないとい うような場合に、それを止めさせる

ことができる権限を附與したい。こゝう いう意味です。

○森下政一君　もう一つ、この証券取 引委員会の規則で、有価証券の募集又 は売却に際して届出の免除できる範 囲を現行の募集又は売却券面総額が百 万円より千万円に引上げる。そうする ことによつて経済の事情の変化に即応 し得る。こゝういふふうに判断してお られるんですが、これはもう少し具体的 に説明して欲しいですね。届出免除の 範囲を拡大されるわけですね。

○政府委員(湯地謙爾郎君)　そういう わけでございます。現在委員会規則で 届出の免除ができる限度は法律で五百 万円となつております。ところが五百 万円以下はそのままでよろしいかと申 しますと、そうではないのであります。 て、やはり百万円以上五百万円までの ものにつきます。これは通知書とい う形で委員会に届出といひます。こ れは残して置くわけでありまして、 今度この五百万円を一千万円に上げた 趣旨は、今の通知書は必ず委員会に なくては地方の財務部に提出してよろ しいといふことで、財務部に権限を附與 しておるのであります。ところが最近 いろいろ増資の例で、五百万円以上 少し増資いたしますと、大体五百万 円、千万円というのが相当あるのであ りまして、そのためにこれは貨幣価値 の変動といふことも、この法律ができた 当時と比べてその増加も加味されて おるのであります。これは一々この 委員会に参りまして、詳しく届出す るといふことが相当地方にある会社の ために不便であるといふようなことも 考えられますので、この際免除し得る

限度を千円に引上げたのであります。これは証券取引法が開始して以来、五百万円以上、一千万円以下のいわゆる届出がどのくらいあつたかと申しますと、件数で二百九十九件、それから金額で二十三億八千万円、これが届出全体の件数から言いますと、二九、二%、それから金額で言いますと四%、ただの四%、こういうことになつておりました、相当千円以上のものも申出が多いのであります。この件数的に見ますと、二九、二%が今までよりは幾らか多くなつておるといふことになつたわけでありまして。

○森下政一君 非常に建実な、正常な企業がもくろまれて、そうして千円以下の株を募集するといふことは、これは相当ケースもよいことでしょう、それに届出を免除するといふことは私は一向差支ないと思ふのであります、が大都会なんかには随分拂込を一次的な銀行あたりなどの融通を受けるとか、信用組合から借りるとか、個人から借りるとか、見せ金だけを用意して登記を済まして、翌日にはすつかり出してしまふ。そうして如何にも一千万円も金があるやうな恰好をしておつて、実はそのあとで株券を募集する。そのときには公募といふ言葉は使えないかも知れないけれども、非常に有望な株である、会社であるといふので投資せよといふことで、空っぽなものを随分勧誘に廻つていふといふ例がないわけではない。現に私はそういう会社に私の名前を使われたりして非常に迷惑をしたことがあるが、そういう意味からすると、これは届出を棄に免除するといふことは、そういう悪者を跳梁跋扈させる虞が非常にあると思

う。これは届出をしなければならぬといふことで、委員会は簡単に公募を許さんぞといふ……少くとも空っぽで仕事をしようといふやつが殖えますから、そういう制限を設けてやる、届出をしなければならぬといふことが要請されていふといふことは、相当さういふ詐欺類似の行為を阻止するにあつては力があるかと私は思ふのであります、それを無暗に多額の千円以上で届出を免除するといふことは、それはおつしやる通り委員会又は地方財務部に通知書という形で届出をするといふことで以て、委員会が一々それは堅実なものであるかどうかといふことの審査をし、届出をしなければならぬといふことは、これは相当調べて不健全なものであつたら阻止されるというやうな、やつぱり警戒するような措置をすれば詐欺類似の行為は止むと思ふ。

今あなたの御説明によると、随分遠隔な地方で堅実な事実が目論まれていふことは煩瑣である。そういうものを免除するといふことは堅実なものを助けるといふことになつていふのだが、その反面悪者を跋扈させるといふことになりはしないかと思ふのですがどうでしょう。

○政府委員(湯地龍爾郎君) 今御質問の趣旨も誠に御尤もです。我々としたしましても、この一千万円までであるのであります、売出といふやうなものにつきます、これはやはり現在のものを大体措置さう、そういうものには免除しない、こういうふうないたしたと考へてゐる次第であります。これは委員会規則で決めるわけでありまして……。

○森下政一君 これは売出券面総額五百万円と説明にもあります。

○政府委員(湯地龍爾郎君) 売出若しくは募集であります、売出の分については免除する権限は持つてゐるわけでありまして、差当りは売出の分については引上ることをいたさない、こういうつもりでございます。

○森下政一君 続けてやります……
○理事(黒田英雄君) 今ちよつと大蔵大臣が見えたのですが、四時に関係筋の方に行かなければならぬやうで、少しの間です、油井君からも通告がありましたので、証券取引法についてお先に一つ願ひたいと思ひます。もう一遍大蔵大臣には是非明日も来て貰いますから……。ちよつと速記を止め

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて。

○油井賢太郎君 大蔵大臣に是非お伺いしなくちやなりませんのは、この証券取引法の一部を改正する法律案を出しになる真意ですね。大体今までの証券取引所のこの法律では、相当いわゆる投資者に対して不安を感じさせるといふやうな見地からいふやうなことをおやりになつておられるのか。その他の理由があつておやりになるのか。その点がどうも提案理由だけではつきりしない点があるのですが、本當のことを打明けて頂きたいのです。それは何故かと申しますと、大体今までの証券民主化運動なども国会あたりで作りました、国民に対して証券というものは国民大衆の資本によつて賄われなくてはならないのだといふやうな大臣のお声ばかり等があつて宣伝し、昨年の夏或いは秋あたりにかけて、ラデ

オ等によつても大宣伝をいたしたのであります。その結果はどうであるかといふと、国民大衆はなけなしの金を使つたばかりでなしに、大臣がこう言うのだから相当証券といふものは将来有望性があるのだらうといふので、中には借入金までしてこれに参画したものもあつた。これがいわゆる政府の方針に従つて国策に副うものであるといふやうな見地からいふことをやられた人も相当あつたのであります。その結果はどうかと申しますと、昨年の秋私は十一月二十八日だつたと思ひますが、大蔵大臣に大分証券が値下りをして、この調子では国民に大なる不安を與えるやうな事態が起りはしないか。そういう点について何か対策がござい

なるかどうかと伺つたのであります。そうしたら大臣はあつさり、これは対策として株価を上げることを試み中であるといふやうなお話があつたのであります。ところがその値かに二ヶ月の間に、今年の一月から二月にかけての暴落は実に惨状目も当てられなといふことが出たのであります。そういうふうないたしまして、大臣がいわゆる国民に公約なさつたやうな見解とは大分違つた事態が起きたといふやうな点があつたのであります。そういう点を勘案されて、今度こういふ一部改正案をお出しになつておられるのか。併せてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 直接に株価の問題に關係するといふわけのものはございせんが、投資者を保護し、又証券業の健全化のために本改正案を出したのであります。御承知の通り昨年これを拵えまして、そうしてやつて

見たのであります、その後の経過を見まして、変える必要が、即ち投資者の保護のために、或いは証券業の健全のために必要を認めまして提案いたしましたやうな次第でございます。尚油井議員のお話に、証券対策についてどういふ手を打つたか、又今後どうするかといふお話でございました。

御承知の通りに昨年上下を通じまして相當の増資が行なはれて、株もたれがいたしたのであります。そこで物価の下落等を緩和し、又証券金融の円滑化を期しますために、株価の担保の貸出しを四分から五分に上げますとか、或いは銀行をして株の買出動、或いは担保貸付の、株式担保の制度を拡充、強化するやうに進めて参つたのであります、なか／＼株もたれの緩和につきまして十分の施策をまだとるまでに至つておりません。併し最近におきましては、徐々に値上がりがつつてゐるのであります。私といたしましては、この株価の吊り上げもさることながら、今後の日本の経済発展には相當長期資金が要るので、主題を將來の株の発行に、株式発行に寄與するやうな方策を講じたがよい。又こうするべきだといふ考への下に只今關係方面と折衝を重ねておるのであります。食料品關係、造船關係のものが可なり上げて参りましたが、電気關係等はまだ十分でございせん。而して電気關係方面への投資が非常に必要であるので、今後新しい株式の発行に寄與するやうな方法を今研究しつつあるやうな状態であるのであります。

○油井賢太郎君 この際、実は先程の緊急動議ですが、今朝の新聞に出ておる大臣の談話について、これは重大な

問題でありますから、特に証券問題に先立つて質議をすることをお許しを願いたいと思ひます。お諮りを願ひたい。

○理事(黒田英雄君) どうでしようか。証券取引法を先にやつて頂きたい。証券についてはあと、西川君もまたあるのですかね……。

○油井賢太郎君 私もまだあるのです。が、今朝の新聞に出たことは実に緊急を要することですから、お諮りを願ひたい。

○理事(黒田英雄君) どうですか、皆さん……。

○玉屋喜章君 証券から先にやつた方がいいではないか。

○油井賢太郎君 いや、これは今日出たばかりなんだから……。

○玉屋喜章君 いや、そういうことはもう載つておるのだから、後にして貰ひたい。

○理事(黒田英雄君) 明日にでも又都合してきますから……。

○油井賢太郎君 いや、後があるから、この際明確にされた方がいいと思ひます。質問するのです。

○理事(黒田英雄君) では特に……本日の通告は三件あるのですから、その件だけでいい。

○油井賢太郎君 それではこれだけにいたしますから。

○理事(黒田英雄君) 特に御異存ございませんか。

○理事(黒田英雄君) ではどうぞ。

○油井賢太郎君 実は今朝の読売新聞に税金問題について大臣の御見解が発表になつておるのでありますが、これについて大臣は非常に樂觀的に御覽に

なつておるような発表がございます。併しその談話の中に、業者の中には倒産者が出てこれは止むを得ないのだというふうなことが出ておること、それから又自殺などをした原因というものは決して税金のためではないと自分分は思ふというふうなことが出ておりますが、ところが一般国民は實際この税金の苦難によつて相当苦痛を感じ、自殺する者まで出ておるといふことは、これは常識になつております。

これは強ち池田大蔵大臣の施政が悪いというばかりでなしに、今までの日本の戦後におけるところの、この前、あなたの前の先輩の石橋湛山氏が大蔵大臣になられた当時、大蔵大臣としてあの老成たるインフレ政策を行ひながら、これはインフレではないといふやうなことを言つて物価の値上り、或いは賃金の高騰といふことの連続的狀態を一向構わなかつた。そういうたものの、結局跡始末は今日あなたによつてなされなければならぬといふことになつておると思ひます。併しながら国民といひましては、全く税金地獄といふやうな言葉を使つておられますが、この税金の重圧に堪えかねて自殺するやうな者まで出ておる状態でありまして、これについてどうも同情ある御見解を御披露になつた方が却つて国民に対して現内閣の信頼を高めるゆゑではないかと私は思ふのです。ただもう死ぬ者は死んでも構はない、それはもう税金の問題じゃなく外の問題であらうといふやうな場合限りのお話でなく、もう少し親切味のある、国民に対する御見解を御発表になられた方がいいと思ひます。この点如何でしよう。

○國務大臣(池田勇人君) 私の氣持が十分新聞に現われなかつたのは誠に遺憾に存するのでございすが、今の倒産とか自殺は我々としてはできるだけないようには、絶無を期して努力を日夜いたしておるわけでありまして、それでもあつた時にはどうするか、こういう質問でありましたのです。これは止むを得ないんだと、自分としてはなくするやうに努力しておるんだと、こういうことであるのであります。税金の問題でいつか何か或る会社でございしたが、査察員が行つて、そのために社長が自殺せられたといふことが關係筋にも話がありまして、私が向うの当局との会見のときに出来まして、それは申訳ないことだ、事情を調べて見ましよう、こういうこともあつたのであります。が、まあ税金のためにといふやうなことがあつてはこれはいかないんで、税金とがいろいろなものと一緒になつて自殺される事実も自分は新聞で知つておる。これはなくするやうに自分としては努力しておるわけ、そういうことがあつたらどうするか。それは誠に遺憾であるが仕方がないが、自分としてはなによりやうに努めておる。いろいろ話のときに金融の問題につきましても、できるだけ早く中小金融機関に流れるやうに、自分はこうやつて努力しておるか或いは税金につつきましては幸いに法人税とか或いは酒税、或いは勤勞所得税につつきましては、或いは前、自然増収を見込みました以上には増収を見込まれておる。それから問題は申告納税、即ち中小企業、或いは農業を主体とする申告所得税につつきましては国税で二百億予算より減じまはて千七百億になつております

が、今の状態では千七百億でもまだ赤字が出る、まだ相当な赤字が出るやうな報告になつております。国は外の方でも増収が見込まれるのであるから決して無理はするな、全体として予算が何すればよいんだ、決して無理をするな、赤字が出れば出たつていいんだといふことを言つておられますし、こういう経済情勢の場合だから、とにかく公売処分なんかしないやうにといふやうな指示を與えました。あの手この手では、実はやつておるのであります。そういうやうなことを話したんで、特に極端なところばかり出まして、外の味のあるところが出なかつたのは誠に自分も遺憾だと思ひますが、私としては倒産者や自殺者が出るのは当り前のことだ、これはしょうがないんだ、こういうやうな氣持は毛頭持つてない。とにかく金詰りの問題につつきましては、これは御存じかどうか、日夜私努めておるやうな状況であるのであります。何とかしてインフレ、或いは統制經濟時代から安定への移り変りの關所をみんなが力を合して乗り切ろう、こういう氣持でやつておるわけ、倒産者が出たつてそういうことは何ともないことだ、そんな氣持は毛頭持つておりません。

○油井賢太郎君 大蔵大臣のこの思いやりのあるお話を承つて、又それは當然だと私は思ふのです。併しながら三月危機というものが今世間に唱えられておつて、本日にこの三月を乗り切れるかどうか、本年度末を果して過すことが出来るかどうかと懸念しております。それについて例えば価格差益金の徴収であるとか、或いは一般の税金の納付であるとかこれを大幅に延期する

やうな考えがあるかどうか。これはは実に事業界に取つて重大な問題になつております。大臣もこの新聞なんかでも発表されておるやうに、一般物価は値下りの方向を示しておられますが、大體値上りのときには上つた分に対しては価格差益金といひ、或いは税金といひ、遠慮なしに取られておるのであります。併し下るときには物によつては半分、或いは三分の一にも下つておる物は今日相当あります。そういう物に對しては別に補給金を出すといふやうなこともこれは当然あり得ないのであります。が、せめて上るときに出すべきところの価格差益金であるとか、或いはまだ納めていないところの税金であるとか、そういう物を下げるときに、今日物価の下落のときに延滞の方法くらいは思ひやりを以てお認めになるやうな方法は付きませんか。

○國務大臣(池田勇人君) 御尤もなお話でございまして、私は税金にいたしましては、価格差金にいたしましては、納税金なり、或いは納付金が大にえ深まりまして、やはり金融界の事情、經濟狀勢を見ながら調整して行かなければならぬ問題だと思ひます。税金の問題にいたしましては、予算の執行が困るやうな状態のときには、これは決定した税金は直ちに取らぬでやらなければいけません。が、大體予算通り取られて行こうといふときに、何も經濟界が非常に金詰りになつておるときに急に取らなければならぬといふことではない。急いですべきでない。できるだけやはり金融界とマッチしながらやつて行くべきものだと思ひます。価格調整補給金につつきましては、やはり納める人の

懐る状況を見て政治というものはしな
ければならん、これには変りはござい
ません。併し今具体的に価格差益金は
いつどういふふうになつておるかとい
ふことは存じませんが、行政の気持は
そういう気持を以てやらなければいか
んと思ひます。殊に税金につきまして
は、私はいろいろ、ここで申し上げら
れぬようなことまで実は国税局長を呼
びまして指示はいたしておるのでござ
います。ただ誠に遺憾でござい、ます
が、これを公にするわけに行かないの
でござい、ます。

○油井賢太郎君 そうしましたら、今
の大臣のお話は大変結構だと私は思う
のですが、発表はできないというお話
ですが、併し大臣が事実これは一々自
分のところへ苦情を全部持つて来いと
言つても処理することは不可能です。
これはやはりあなたの気持なりを或い
は文書なりを以て各地方末端まで浸透
させて、実情に應じて今大臣のお志し
の通りようなことが出来るかどうか
という点を、これだけでもせめてはつ
きりさせて置いて頂きたいのです。

○國務大臣(池田勇人君) 私がその納
税者に全部会うわけには勿論これは物
理的に不能でござい、ますが、大臣とし
ての心構えは、私はそんなに税金にお
困りになつて死ななければならんとい
うような方だつたら、できるだけ会つ
て実情を聞くという心構えを示しただ
けでござい、まして、先程委員会で北海
道の人とどうして会えるかというよう
な質問がござい、ましたが、そういう気
持は、大蔵大臣もこういう気持なん
だ、局長もそういう気持で行かなけれ
ばならん、税務署長もそうやつて欲し
いと、こういう意味の心構えとして言

つたような次第であるのであります。
而してそのいろいろな税金の徴収につ
きましての考え方は、先般国税局長会
議がござい、ましたので、各国税局長を
集めまして、今の財政経済状況、金融
の状況等を説明した上で、こういうふ
うにやつて欲しい、ああいうふうによ
うにやつて欲しい、これは申したのであ
ります。これをここで発表いたします
と、やはりいろいろな関係がござい、ま
して、私がとにかく昨年、或いは一昨
年のように取れなかつたりすることは
嫌いなものでござい、ますから、併しと
にかく自分としては予算だけは取れ
る。我々の行政に任じて呉れと言つた
関係上、今ここで公表するということ
は如何なものかと思ひ、ますが、併し
全国の国税局長を集めて私が話したの
であり、ますから、早晩それができる
ものと考へております。

○油井賢太郎君 最後の点……併し
ながら何です、大臣は政党人として
政治的解決をお取りになるということ
で我々も了承できるのですが、併しな
がら大臣の輩下における末端機関とい
うのは政党人じやなくて、これはやは
り官僚であり、又当然法律通りに物事
を処するのが目的になつておるのでし
ょう。その間に或いは法を緩めるよう
なことがあつては、これは上の方から
お叱りを蒙むという手も出るのだ
す。そこで結局忠実に法を守らんとす
れば勢ひ苛酷請求にならざるを得ない
というふうなことになるのでござい、
ますが、これは秘密会でも何で開いて
もう少し大臣が各方面に通達なすつた
ことをやめて我々国会議員だけにでも
御発表願ひたいと思ひ、ますが、如何
でござい、ますか。

○國務大臣(池田勇人君) これは政党
人とか何とかいうことでなしに、これ
は誰であつても今の状況から見まし
て、税金を円滑に取るということとは
これは心掛けなければならんことであ
りますから、私は大蔵省の先輩とし、又
担当者として、いろいろな心構え
を訓示したような次第であるのであり
ます。これは秘密会でもちよつと申上
げることとは如何なものかと考へてお
りますので、お許し願ひ、ます。

○油井賢太郎君 各局長の裁断とい
うことになるのですが。
○國務大臣(池田勇人君) 局長に心構
えを指示いたしまして、とにかく民生
安定のために細心の注意を拂うべきだ
というのを申しております。
○油井賢太郎君 漠然としておる。
○理事(黒田英雄君) 如何でしょう。
本日はこの程度で……。

○森下政一君 それからこの証券取引
法の改正法律案、これの提案理由の説
明の中に一節がござい、ます、証券業協
会についてその活動に実効性を與える
ために事業者団体法を適用しないこと
にしたとある。事業者団体法を適用す
ると証券業協会の活動が実効性を失
う、これはどういふことですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) 事業者団
体法は御承知の通りそういう事業者の
ものに對していろいろな申合せとか或い
は協定とかする場合、皆これは含めて
おるわけであり、ます。この証券業協会
はこの証券取引法に基いてできた協会
若しくは連合会であり、まして、これは
やはり取引証券業者のこの証券取引法
に考へておりますようなことをお互ひ
に協定してやろうというふうな団体で

ありまして、まあ正面から行けば事業
者団体法に触れるというふうなことも
やらなければならんというふうな場合
が多いのであり、まして、まあ實際問題
として現在公正取引委員会の方の了承
も得て実はやつておるのであり、ます
が、法律的に明らかなにして置く必要が
あるという意味でこの改正をいたした
わけであり、ます。尤も証券取引所その
ものについては現行法でも事業者団体
法の適用を排除しておるのであり、ます
けれども、証券業協会もその性質上大
体これと同じようなものと思ひ、のであ
りますから、この分も入れたわけであ
ります。

○森下政一君 これは何ですか、そう
すると私は法文の全文についてはよく
研究しておりますので分らんのです
が、全然適用を全面的に除外してしま
うというわけですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) いや、必
ずしもそうじやないんで、ここにこう
いう法律が一本入つております。これ
は百九十五條の二というところに「こ
の法律の規定は、私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律の適用を
排除し、又は同法に基く公正取引委員
会の権限を制限するものと解釈しては
ならない。」これが一つあるので、私
は全面的に外すというふうに入つておる
は困るという意味でこれも入つておる
わけなんです、これは同時に証券取引
法については本法は他の法律に優先
する、それとこの私的独占禁止、公正取
引の確保に関する法律との調整の問題
でこれが入つておる、一般的の
事項についてはこの私的独占禁止法、
この法律の方が優先する。併し特別に

書いておるようなことは一般法、特別
法というふうな関係においてこれらに
對して優先する、こういう意味であり
ます。

○油井賢太郎君 これは実はこの法案
には関係ないのですが、ガソリン税、
あれが十割の高税になつてゐるの
が、国民の必需品に對しては資派品で
さへも割くくらいにまで行つてゐるの
が大分あるのですが、国民の生活に本
当に必要なガソリンを十割そのまま据
置いてゐるというところは不自然だと思
ひ、ます。何かそれについて政府或
いは民自党としては正なざる考へはあ
りませんか。

○政府委員(水田三喜男君) ガソリン
税だけの問題でござい、ませんで、前回
の臨時国会で扱つた物品税その外の問
題がまだ沢山残つておりますので、一
応今度の税制が済んだあとでもう一遍
党としては全般的な税制の調整をやら
うということ、そういうものを考へて
現在政府と政調と連絡をとり研究し
ておりますので、これは必ずしも
な今までやつた改正の不合理的な点
は一回我々の責任で調整したいと思
つております。

○油井賢太郎君 政務次官に財源を一
つ提案して置きたいと思ひ、ますが、
我々民自党は閣外協力の線です、が、
りです。(笑)実は同じ輸入品でも砂
糖が昭和二十五年年度においては約五
百ビクル、七百五十万貫以上のものが
輸入される予定になつておる。これは
ガリオア資金でなしに、一般の資金で
輸入される方向だといふふうに解釈さ
れるようですが、それである以上は七
百五十万貫に對して一貫匁百四厘い
な税金を取つても、關相場は一貫匁一

に対して大蔵大臣の方からこの株が非常に底値をついているという際に、投資の意味でも決して損のないものだから、金融機関が買い取る、買い方に廻るということによつて株の建値を戻すことができるのではないかという観点によつて、いろいろ市中金融機関に折衝されてやられたように思うのです。

のようなことにならないように警告を
発するとか、或いはこれまで投資者保
護のために何か手を打つたことがある
のかどうか、それが一つ。

それから現在証券業者は、例えば四
大証券などは相当な大きな損失が現わ
れておるんです。これを整理しないで
投資者保護にならないと思うんです。

売り方が非常に集つて参つたのを、いわゆる投機的の売り方を防止する意味で、株を売つた者はその日に現物を提供させる、翌日その株を提供しなければならんという一時的な措置を取つたのであります、これは一時は市況には売り方を防止するという意味で役立つたと思つておるのでありますが、併

ば最初増資した当時の金は大部分借債
務償還になつておるのです。御承知の
通り最初はそういう意味で金融機関再
建整備をやるについて、大衆に銀行の
不良貸の肩替りをした。ところで大衆
が株を持つた、それが暴落してしまつ
た。そういう点において我々としては
政府としてああいふ株が余りに騰貴す

備の二つの條件という分もありますが、一面資金調整法というような調整をする法律が廃止されました関係上、一応の條件を備えておりますれば資本の増加ができるという現状からいたしまして、まあこれを調整することが事実上できないかつたのでありまするが、それ程出たに拘わらず証券市場におい

いう実績が見えたので、政府としては大銀行の態度に若干不満で、今度国庫の預託も又いたしますが、そういう点で、できるだけ中小企業との差を追いつた金融という方面に役立つように、比重をこの無難会社とか信用組合、そういうところの重きを置くという措置を今取つておるわけでありまして、年末にあれだけ株を買えというわけでは実際にありませんで、中小企業の逼迫した金融に協力して呉れ、そういう要望の下に出したわけでありまして、それは木村さんのお考えの方がちよつと考へ過ぎたつたかも知れません。

○森下政一君 今のに関連して併せて資料で御説明頂きたいと思ひますので、お願いして置きますが、年末に預金部資金を市中銀行に預託したということですね。やはり政府の宣伝は、中小企業金融の緩和を図る年末融資の金だ、こうだつたのです。ところが私は大阪であります、大阪あたりで業者の間を廻つて具体的に、こういうことを政府がやつておるが、あなたの方手に廻つて来ておるか尋ねますと、そんなものはちよつと廻つて来ない、銀行に行つたつて木で鼻を括つたような返事で紐つきの融資をして呉れるのも何でもない、倒れたときに政府で補償するわけでも何でもない。新聞でじやんじやん書かれておるけれども、その恩恵に浴してないといふことを言つておりました。今のお説だと、大銀行はともかくも、信用組合、無難会社など相当零細なものに出すとおつしやるが、どういふ実績が挙つておるか、その御調査があるだろうと思ひますから、銀行が株のてこ入れに協力したと

いうことと同じように一遍資料で説明をお願いしたいと思います。

○木村禎八郎君 最後に銀行の証券保有率が低いから、株式をそういうところから買わせるようにと言ひますが、どの程度に銀行が株式を保有しておるかどうか、その点と、それからもう一つは、このままの状態では今後株式を持つておる大衆に迷惑をかけるようなことは起さないで済みますかどうか、証券業者の整理の問題に関連してそういうことは絶対に起さないかどうか。お聞きしたいのは、少くとも四大証券の経理の内容でですね、それをここに参考資料として出して頂きたい。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 銀行にどの程度株式を保有したらよいかというお話ですが、これは相當な難しい問題で、どの程度ということはおちよつと申し上げられないのでありますが、ただ銀行が証券を持つ限度というのがやはりありまして、独占禁止法という方面で或る会社の株式を五割以上は持たせないというふうな制限もありまして、余り多く持つということではできないのじやないかと思ひます。

それから証券業者の現状でお客様に迷惑をかけることはないという保証ができるかどうかという問題であります、これは我々の立場といたしまして、委員会の立場といたしまして、そういうことがないよう、これは相當努力しておるのであります、迷惑をかけるということではございません、一生懸命に努力しておる次第であります。

○木村禎八郎君 させないよう努力しておると言ひますけれども、それは

大丈夫なんですか、確言できますか。絶対に迷惑をかけないで済むと……。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 我々といひましたし、迷惑をかけないようというので、いろいろ対策をお願いしております、まあ悪い業者がおりますれば、これは検査をして、そうしてその後の支拂等について十分監督して行く、こういうので我々といひましたし、自信があるといふことを申し上げたいと思ひます。

○木村禎八郎君 私は通り一遍の、ここの御答弁だけではなくて、本場にそういうことがあると、今後の証券金融に重大な影響があると思ひます。如何に法律を改正しても、どうしても大衆に信頼感を與えなければならぬ。そこで只今の御答弁でありますけれども、非常にぐどいようで失礼のようですが、今の四大証券の経理内容でも實際そういうことが可能かどうか疑わしいのです。實際それはもつと本場に厳密に検査される必要があると思ひます。それは非常に重大な問題と思ひます。それは余り詳しく申し上げないでいいと思ひます。よく御存じだと思ひますが、そこで経理内容を示して頂きたい、その形式的にできるなんて言えるものぢやないと思ひます、それは経理内容を知らして頂けますか。

○政府委員(湯地謹爾郎君) はあ。

○理事(黒田英雄君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十一分散会
出席者は左の通り。

理事
黒田 英雄君
伊藤 保平君

委員

森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 甚五郎君
平沼 彌太郎君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
小宮 山常吉君
高橋 龍太郎君
木村 禎八郎君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵政務次官 水田 三喜男君
大蔵事務官 佐藤 一郎君
(主計局法規課長)
大蔵事務官 湯地 謹爾郎君
(証券取引委員会事務局長)

三月一日日本委員会に左の事件を付託された

一、公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法昭和二十三年法律第百三十三号の一部を次のように改正する。

日次中「公認会計士審査会」を「公認会計士管理委員会」に、「業務の取締り」を「規則」に改める。

第七條第三号中「高等試験予備試験」の下に「又は司法試験第一次試験を加へ、同條第四号中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第九條第四号中「高等試験本試験」の下に「又は司法試験第二次試験」を加へる。

第十一條中「公認会計士を補助した期間」の下に「又は財務書類の監査証明、検査若しくは調製に関する業務で公認会計士管理委員会規則で定めるものに従事した期間を加へる。

第十二條第一項中「公認会計士の事務所」の下に「その組織する団体」を加へ、同項中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第二項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第十三條第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。

第十五條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会」に改める。

第十六條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改め、第二章中同條の次に次の一條を加へる。(外国で資格を有する者の特例)

第十六條の二 外国において公認会計士の資格に相當する資格を有し、且つ、會計に關連する日本國の法令について相當の知識を有する者は、公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会に備へる外国公認会計士名簿に登録を受け、第二條に規定する業務を行ふことができる。但し、第四條各号の一に該當する者については、この限りでない。

2 公認会計士管理委員会は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考をすることができ、

3 第一項の登録を受けたる者(以下

「外国公認会計士」という。が左の各号の一に該当する場合には、公認会計士管理委員会は、同項の登録を抹消しなければならない。
一 第二十一條各号の一に該当するとき。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

4 第十七條第二項及び第三項、第十九條、第二十條、第二十二條から第三十四條まで並びに第四十九條の規定は、外国公認会計士に準用する。
第十七條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第十八條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会」に改める。
第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。

第二十二條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。
第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第三十條中「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。

第三十一條中「この法律に基く大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に、「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。

第三十二條第一項から第三項までの中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第四項中「前二條の懲戒事件の審査をしようとするときは、公認会計士審査会は、」を「前

二條の規定による懲戒処分をしようとするときは、公認会計士管理委員会は、」に改め、同條第五項中「公認会計士審査会が、及び、その旨を大蔵大臣に報告し」を削る。
第三十三條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に、同條第二項中「当該職員」を「事務局の職員」に改める。
第三十四條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。
第六章を次のように改める。
第六章 公認会計士管理委員（設置）
第三十五條 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三條第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、公認会計士管理委員会を設置する。
（所掌事務）
第三十六條 公認会計士管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。
一 公認会計士試験の管理に関すること。
二 公認会計士及び会計士補の登録に関すること。
三 公認会計士及び会計士補の監督及び懲戒に関すること。
四 外国公認会計士の管理に関すること。
五 公認会計士の業務に関連して、財務書類の監査又は証明に関する制度を調査し、及び企画すること。

（権限）

第三十七條 公認会計士管理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 第三次試験の要件たる実務の種類を定め、実務補習を行う機関を認定し、実務補習について必要な事項を定めること。
二 公認会計士試験の細目を定めること。
三 公認会計士名簿及び会計士補名簿を管理し、公認会計士及び会計士補の登録をすること。
四 公認会計士及び会計士補の登録の細目を定めること。
五 公認会計士及び会計士補に対して懲戒を行うこと。
六 公認会計士及び会計士補の懲戒事件について、一般の報告を受け、必要な調査を行うこと。
七 必要と認める場合に、公認会計士及び会計士補に対して、その行う業務について、報告を求め、勧告を行うこと。
八 必要と認める場合に、公認会計士若しくは会計士補の組織する団体又はその連合体に対して、その行う業務について、報告を求め、勧告を行うこと。
九 外国公認会計士について、資格を承認し、登録し、懲戒を行い、及びその業務について、報告を求め、勧告を行うこと。
十 公認会計士の業務に関連して、財務書類の監査又は証明に

関する制度について、必要な調整を図ること。
十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き、公認会計士管理委員会に属せられた権限。

（組織）
第三十八條 公認会計士管理委員会は、委員五人をもつて組織する。
（委員）
第三十九條 委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢三十五年以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。
2 大蔵大臣は、左の各号の一に該当する者を、委員に任命してはならない。
一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者
二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者
三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停止の処分を受けた者
第四十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ
る。
3 委員は、非常勤とする。
（委員の罷免）
第四十一條 大蔵大臣は、委員が左の各号の一に該当する場合には、その任期満了前であつても、これを罷免しなければならない。

一 公認会計士の資格を失つた場合
二 第三十九條第二項各号の一に該当する場合
三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合
四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合
（委員長）
第四十二條 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。
2 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を総理し、公認会計士管理委員会を代表する。
3 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。
（議事）
第四十三條 公認会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 公認会計士管理委員会の議事は、委員の過半数をもつて決する。
3 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。
4 公認会計士管理委員会が第四十一條第三号又は第四号の規定による決定をするには、第一項及び第二項の規定にかかわらず、本人を除く全委員の一致がなければならない。
（公認会計士管理委員会規則）
第四十四條 全認会計士管理委員会

は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公認会計士管理委員会規則を制定することができる。

2 公認会計士管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

(事務局)

第四十五條 公認会計士管理委員会に公認会計士管理委員会事務局を置く。

(職員)

第四十六條 公認会計士管理委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

2 公認会計士管理委員会に置かれる職員の定員については、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の定めるところによる。

「第七章 業務の取締り」を「第七章 雑則」に改める。

第四十七條を削る。

第四十八條中「財務書類の全部又は一部が」の下に「公認会計士の」を加え、同條但書を削り、同條を第四十七條とする。

第四十九條第一項中「又は監査士、計理士その他及び同條第二項中又は監査士補、計理士補その他を」の名称又はに改め、同條第三項中使用することの下に「又は外国公認会計士がその資格を示す適当な名称を使用すること」を加え、同條を第四十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(公認会計士の業務上調製した書

(類)

第四十九條 公認会計士が他人の求めに応じて監査又は証明を行うに際して調製した資料その他の書類は、特約のある場合を除く外、公認会計士の所有に属するものとする。

第五十條中「公認会計士となる資格を有しない者で第四十七條の規定に違反したもの又は」を削り、「第四十八條」を「第四十七條」に改める。

第五十二條中「第二十七條」の下に「(第十六條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十三條中「第四十九條」を「第四十八條」に改める。

第五十四條中「公認会計士」の下に「又は外国公認会計士」を、「第十七條」の下に「又は第十六條の二第一項」を加える。

第五十五條中「第二項の規定」の下に「(第十六條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十六條中但書を削る。

第五十七條第一項から第三項までの中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第五項中「五百円」を「千円」に改め、同條第七項及び第八項を削る。

第五十七條の二第二項及び第五十九條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年三月三十一日までに、公認会計士管理委員会規則の定めるところにより、公認会計士管理委員会に備える計理士名簿に登録を受けたとき

は、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

2 計理士法廃止の際計理士である者で昭和二十六年三月三十一日において公認会計士管理委員会規則に定める業務に従事する者は、前項の規定にかかわらず、その業務を離れた日から一月以内に同項の規に準じて登録を受けたときは、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

3 第十七條第二項及び第三項、第十九條から第三十四條まで並びに第四十九條の規定は、前二項の規定により旧計理士法第一條に規定する業務を営む者以下「計理士」というに準用する。この場合において、第二十一條第三号中「第四條」とあるのは、「旧計理士法第四條」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

5 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

6 計理士法廃止の際計理士である者が、第一項又は第二項の登録を受けないで、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を行つたときは、一万円以下の過料に処する。

7 左の各号の一に該当する者は、千円以下の過料に処する。

一 第三項において準用する第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参

考人に対する処分違反して出頭せず、陳述せず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三項において準用する第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三項において準用する第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

第六十四條中「前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者」を「計理士」に改め、「第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條」を削り、同條後段を次のように改める。

この場合において、同條中「主務大臣」とあるのは、「公認会計士管理委員会」と読み替へるものとする。

第六十四條の次に次の二條を加える。

第六十四條の二 公認会計士管理委員会は、第三十六條に掲げるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

一 特別公認会計士試験の管理に關すること。

二 計理士の登録及び監督に關すること。

第六十四條の三 公認会計士管理委員会は、第三十七條に掲げるものの外、左に掲げる権限を有する。

一 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目、試験の方法その他その細目を定めること。

二 計理士名簿を管理し、計理士の登録をすること。

三 計理士の登録の細目を定めること。

四 計理士に対して懲戒を行うこと。

五 計理士の懲戒事件について、一般の報告を受理し、必要な調査を行うこと。

六 必要と認める場合に、計理士に対して、その行う業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

七 必要と認める場合に、計理士の組織する団体又はその連合体に対して、その行う事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 計理士法廃止の際計理士であつた者は、公認会計士法(以下「法」という。)第六十三條第一項又は第二項の改正規定にかかわらず、この法律施行後一年間に限り、同條第一項又は第二項の登録を受けないで、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

3 大蔵大臣は、この法律施行後最初に任命する公認会計士管理委員会の委員については、改正後の法第三十九條第一項の規定にかかわらず、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者のうちから、

任命することができる。

4 この法律施行後最初に任命される公認会計士管理委員会の委員の任期は、改正後の法第四十條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の定めるところにより、そのうち一人については一年、二人については二年、二人については三年とする。

5 改正前の法の規定に基く大蔵省令は、当該大蔵省令に規定された事項に関して改正後の法の規定に基き公認会計士管理委員会規則が施行されるまでは、なおその効力を有する。

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ二中「公認会計士名簿又ハ會計士補名簿」を削り、同條第二号を次のように改める。

二 公認会計士法第十六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル登録 金三千円

三 公認会計士法第六十三條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル登録 金千五百円

四 公認会計士法第二十條(同法第十六條ノ二第四項及第六十三條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登録 金百二十円

公認会計士 金六十円

會計士補 金六十円

公認会計士法第十六條ノ二ニ規定スル外国公認會計士 金百二十円

公認会計士法第六十三條ニ規定スル計理士 金六十円